



特集 都市計画法の改正について

平成12年に改正都市計画法が公布され、平成13年5月18日に施行されました。今回の法改正の背景には、社会情勢の変化や地方分権のながれがあります。インターネット、パンフレット等で内容についてご存知の方も多いと思いますが、今回の法改正でどこが大きく変わったのでしょうか。いくつかある改正内容の2点についてみましょう。

まず都市計画は文字どおり都市の計画ですから、目指すべき都市像がイメージされなければなりません。都市機能が充実したまち、豊かな自然環境に囲まれたまち、障害者が暮らしやすいまち、いろいろなイメージがありますが、今回の法改正では、県内にある41の都市計画区域ごとに、このような都市像を記載した都市計画区域マスタープランを県が策定することとなりました。具体の都市計画について、マスタープランに従って決定されるとともに住民の方々にも自分たちのまちがどのような目指すべき都市像をもってつくられていくのか、分かりやすくするというものです。

次にまちづくりは住民の方々積極的に関与していくのが望ましいあり方といえます。地区計画は地区における良好な市街地環境の形成、保全を図るため、建築物の用途形態等に関する道路、公園等の配置についてきめ細かく定めるもので、もっとも住民に身近な計画であるといえます。この地区計画への住民参加手続きを充実させるため、住民から市町村への案の申し出の方法等を定めることができることとなりました。

他にも開発許可制度や準都市計画区域など、改正で変わった制度がありますが、行政としても今回の改正を受けて皆さんと協力してまちづくりをすすめていきたいと考えています。素敵なまちづくりを共に目指しましょう。

(問い合わせ：茨城県土木部都市局都市計画課
特定プロジェクトグループTEL 029-301-4592
但し開発許可及び既存宅地関係は、土木部都市局建築指導課宅地グループTEL029-301-4732、建ぺい率・容積率等の関係は同建築指導課企画グループTEL029-301-4716、もしくは最寄の各総合事務所建築指導課)

目次: CONTENTS

特集 都市計画法の改正について	1
<市町村探訪> うわさのこのまち ー常陸太田市	2
まちづくり団体の取り組み～こんなことやってます～ ー石岡市まちづくり市民会議	3
お知らせコーナー	4

